内職Ｑ＆Ａ

以下ご質問にある「内職」、「内職者」は、それぞれ法律用語である「家内労働」、「家内労働者」に置き換えて回答しています。

Ｑ１　労働者を雇い入れる際、使用者は、書面（雇入通知書など）によって労働条件の明示を行う義務があるとされていますが、内職者（家内労働者）に作業を委託する場合、委託条件の通知はどのようにすればよろしいですか。何か様式はありますか。

Ａ：委託者は、家内労働者に対して、委託条件等を記入した「家内労働手帳」を交付する必要があります（家内労働法第３条）。これは、委託者と家内労働者間の無用な紛争を防止するためであり、委託者は委託をするつど家内労働者に対し交付することが義務付けられています。

家内労働手帳に記載しておく事項は、①家内労働者氏名、②委託者氏名、③営業所の名称・所在地、④委託業務の内容、⑤工賃単価、⑥工賃支払期日などです。

なお、家内労働手帳は、手帳形式のものもありますが、厚生労働省では伝票形式の家内労働手帳の普及を図っています。

家内労働手帳その他の各種様式については下記を参照してください。

☞ 大阪労働局ホームページ＞各種法令・制度・手続き ＞ 法令・様式集＞　様式集＞　家内労働法関係

Ｑ２　最低工賃について教えてください。大阪府内で、家内労働者として景品小物の袋詰め作業の内職を行っています。この作業について、最低工賃の適用はありますか。

Ａ：最低工賃とは、ある製造・加工物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めたものです。最低工賃が決定されると、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません（家内労働法第１４条）。

また、委託者が最低工賃に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

現在大阪府内で適用される最低工賃は、男子既製洋服製造業のみです。従いまして、ご質問のあった作業は、男子既製洋服製造業に該当しないため、大阪府で設定されている最低工賃の適用はありません。

☞　大阪労働局ホームページの「大阪府最低工賃一覧表」をご覧ください。

Ｑ３　内職（家内労働）に従事する場合、会社や工場で働く人達のように就業時間（労働時間）に法律的な規制はありますか。

Ａ：家内労働者は労働基準法の適用を受けないため、労働時間、休憩、休日に関する法的規制はありません。しかし、内職作業といえども、長時間に亘って作業に就くことは、家内労働者が健康を損ね、家庭生活の調和を乱すことにもなりかねません。従いまして、一般労働者と同様、家内労働者も長時間就業を避け、適宜休憩や休日を取ることが望ましいと考えられます。

なお、家内労働法第４条では、家内労働者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないよう委託者に努力義務が規定されています。もちろん家内労働者においても、就業時間が長くなるような委託を受けないように努めることが大事です。

Ｑ４　月によって工賃の支払日が異なります。工賃の支払日は法律でどのように規定されていますか。

Ａ：家内労働法第６条では、工賃の支払いについて、工賃締切日を設けていない場合であれば、委託者は家内労働者から物品を受領した日から１か月以内に工賃を支払うべきものと規定しています。ただし、毎月一定期日を工賃締切日としている場合は、その工賃締切日までに受領した物品に対するすべての工賃を、その締切日から１か月以内に支払うべきものと規定しており、労働基準法のように一定期日払いを義務付けていません。

しかし、一般的に工賃支払日が毎月確定していることは、家内労働者にとって望ましく、できるだけ一定期日に工賃が支払われることがより好ましいものと考えられます。一度委託者と話し合われてはいかがでしょうか。

Q５　工賃にかかる所得税はどのようになっているのでしょうか。

Ａ：所得税額の計算において、事業所得または雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっていますが、家内労働者については、一定金額までは必要経費として認める特例があります

　詳しくは、最寄りの税務署までお問い合わせいただくか、または国税庁のホームページをご覧ください。

Q６　現在「場内内職」と称して、会社の工場内でアレンジフラワーの製作や包装作業に従事しています。しかし、作業内容は同じ工場内で働くパート労働者とほぼ同じで、しかも会社から日々出退勤管理や作業指示を受けながら作業に従事しています。このような場合、内職といえども立場的にパート労働者と同様と考えてよろしいのでしょうか。

Ａ：一般的に内職と呼ばれる家内労働者は、もともと自営業者的性格、請負作業的性格を有するところから、労働時間など労働基準法で保護規制を受ける労働者とは性格を異にします。しかし、実態として家内労働者が日々労働時間管理を受け、個々に作業指示を受けるなど委託者とのあいだに指揮命令関係が認められることとなれば、家内労働者というよりはむしろ、労働基準法上の労働者に該当するケースがでてきます。この場合、家内労働者が作業に従事した時間は、労働基準法で規定される労働時間に該当し、その間に支払うべき報酬は工賃ではなく、賃金に該当することとなります。この際、最低賃金額（時間額）以上の金額で時間計算した金額をもって、賃金として支払う必要が出てきますので、注意が必要です。

Ｑ７　委託者からアルコール系溶剤と説明のあった溶剤を使用して、自宅の室内で金属部品の脱脂作業を行っています。作業に当たりどのようなことに注意したらよいですか。

Ａ：委託者から提供のあった溶剤に有機溶剤（＊）が含まれているか、委託者に確認しておく必要があります。もし、この溶剤に５％を超える有機溶剤が含まれておれば、人体に危険有害を及ぼす可能性がでてくるため、委託者及び家内労働者は、家内労働法に基づき有効な危害防止対策を講じる必要があります。

家内労働法第１７条では、危険有害作業を委託する委託者は、前もって家内労働者に対し、「危害防止のための書面」を交付するとともに、家内労働者に危険な機械器具や原材料を提供、貸与、譲渡する場合は、あらかじめ危害防止措置を講じたものを提供等することを義務付けています。一方家内労働者においては、委託者から交付された「危害防止のための書面」を作業場の見やすい箇所に掲示するほか、家内労働者自身も危険有害作業に対する具体的な安全衛生措置を講ずべきことが規定されています。

ご質問にある脱脂作業が有機溶剤を使った室内作業に該当する場合は、家内労働者において局所排気装置を設置するなどして、作業中は室内の換気を十分に行い、専用の防毒マスクや防護用手袋を使用する必要があります。このほか有機溶剤の使用に当たっては火気にも十分注意する必要があります。とくに子供がいるご家庭では、子供が有機溶剤を誤飲、吸引、あるいは直接触れることがないように溶剤の保管管理にも十分注意を払っておく必要があります。

＊有機溶剤とは

一般的にシンナーと呼ばれることが多く、溶剤にアセトン、キシレン、酢酸エチル、トルエン等の物質が重量比率５％を超えて含まれるものをいいます。

Ｑ８　内職の作業中けがをしました。何か保険で治療することはできますか。

Ａ：年間を通じ常態として特定の危険有害作業（＊）に従事する家内労働者は、労災保険に特別加入することができます。労災保険に特別加入しておくことで、内職作業中に負傷、あるいは疾病にかかった場合などに補償を受けることができます。補償には、療養補償、休業補償、障害補償などがあります。労災保険に特別加入するには、特別加入をしようとする家内労働者の団体を通じて加入手続きを行う必要があります。詳しくは、大阪労働局労働保険適用・事務組合課（０６－４７９０－６３５０）にお問い合わせください。

＊特定の危険有害作業

①プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤、フライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工作業

②金属製洋食器、刃物、バルブ、コックの製造加工に関する研削盤やバフ盤を使用した研磨作業、溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼戻しの作業

③有機溶剤や有機溶剤含有物を使用して行う作業のうち、履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット、木製または合成樹脂製の漆器の製造加工

④陶磁器製造における粉じん作業のほか、鉛化合物を含有する釉薬、絵具を使用した作業、施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業

⑤動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業

⑥木工機械を使用した作業のうち、仏壇、木製または竹製食器の製造加工

など６種の危険有害作業

家内労働法に関するお問い合わせは、

大阪労働局労働基準部賃金課家内労働係

大阪市中央区大手前４－１－６７

☎　０６－６９４９－６５０２

ＦＡＸ ０６－６９４９－６０３４

または最寄りの労働基準監督署へ